

所有者不明土地問題の解決に向けた相談体制

協議会全構成員

事務局から協議会の全ての構成員へ照会

照会

提案

- ・対応案(類似事例等)の提案
- ・協力可能の申し出

事務局（近畿地方整備局用地部）

府県は、協議会の相談窓口として、市町村からの相談事項を事務局へ報告

報告

報告

各構成員からの提案事項を事務局でとりまとめ、府県へ報告

府県（相談窓口）

相談

助言等

窓口である府県より、協議会としての助言や協力可能の申し出を伝達

要支援市町村